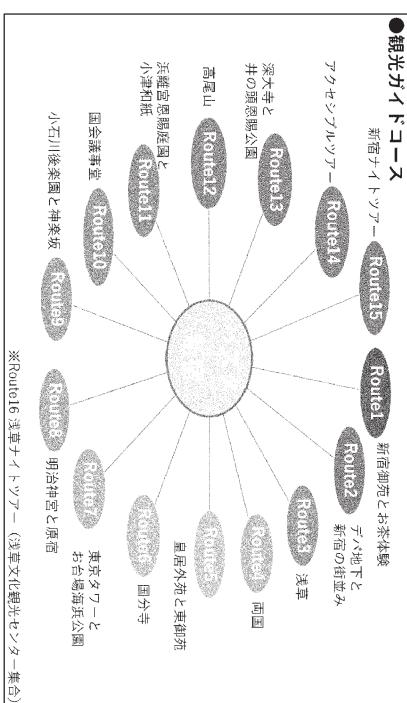


## (3) 観光ガイドサービス

「観光ガイドサービス」は、図2のとおり、主に「東京観光情報センター・バスタ新宿」が位置する新宿を出発場所として、外国人旅行者に人気のある浅草や新宿、高尾や井の頭など、都内各地の観光スポットを巡るコースを設定しており、それぞれ所要時間を2~6時間半程度とする16コースの観光案内を行っている。活動終了後、都観光ボランティアは、控所に帰着し、活動報告を行っている。なお、観光ガイドコースは、午前10時、午後1時から始まるものが中心だが、午後6時から始まるナイトコースも実施している。

例えば、外国人旅行者に人気のある新宿については、星間のコースではデバ地下体験や歌舞伎町などを巡り、ナイトコースでは、プロジェクトショーマッピングを楽しめる都民広場も盛り込まれている。他にも、星間のコースとして、日本的な歴史や文化に触れる明治神宮、ファッショントリニティアの発信地である表参道、竹下通りなどを見せるコースもある。

(図2) 観光ガイドサービスのコース



(4) 派遣ボランティア

「派遣ボランティア」は、国や地方公共団体などが実施するイベント・国際会議等からの派遣要請に応じて、インフォメーション活動（会場案内等）や事務局補助活動を行っている。言語別の事前登録は行わず、財団は、派遣先の条件を満たす都観光ボランティアへ参加を募集している。派遣の依頼は、事業実施の1か月前までに行うことになっており、言語、人数、活動時間などは、派遣先の要請内容による。

表7) 令和6年度の派遣ボランティアの派遣数・派遣先

派遣数	派遣先
39件 (411名)	東京都港湾振興協会 国際薬剤学会 等

## 3 事業の改善・情報発信

## (1) 都観光ボランティアの意見を踏まえた事業改善

都観光ボランティアからは、外国人旅行者のニーズに応えるため、街なか観光案内の六本木・赤坂エリアにおいて、赤坂見附駅付近に活動場所を求める意見があったことから、新たに追加するなどしている。他にも、観光ガイドサービスを利用する外国人旅行者の暑さ対策が必要との意見があり、広報も兼ねて「GO TOKYO」のQRコードが掲載されたうちわの配布を開始するなど、活動に係る改善を随時行っている。

## (2) 外国人旅行者のニーズを踏まえた事業改善

## ア 国・地域別外国人旅行者行動特性調査の活用

局は、外国人旅行者の訪問先や興味関心などの行動特性を把握するため、毎年、「国・地域別外国人旅行者行動特性調査」を委託により実施している。この調査結果を都観光ボランティアの活動内容の決定に活用しており、外国人旅行者の多い10のエリアを、受入環境整備の重点整備エリアと位置づけ、街なか観光案内を、表3のとおり、新宿、渋谷、銀座などで実施している。

イ アジア語でのサービス提供について、外国人旅行者と同行しながら観光案内を行っている。ガイド実施後は、利用者に対し多言語でのゲストアンケートを実施しており、このうち満足度については、令和5年度、令和6年度ともに4.9(5段階評価)であった。(回答率: 令和5年度 58.2%, 令和6年度 56.7%)

(表6) 令和6年度の観光ガイドサービスの利用数・登録者数

利用数	登録者数
英語: 327名、中国語: 31名、韓国語: 7名、フランス語: 53名、ドイツ語: 19名、スペイン語: 38名、イタリア語: 15名 (うち、新宿ナイトツアーや新宿御苑とお茶体験: 108件、新宿ナイトツアーや新宿御苑とお茶体験: 57件)	(申込数 1,729件、実施率 57.0%) (実施数 413名)

局が実施した「東京のナイトツアーや観光に関するインターネット調査」においては、海外諸都市から訪れる者から、「夜の過ごし方の提案(ナイトツアーやナイトツアーカレンダー)」「ホームページやSNS

等での情報発信、「施設の営業時間の延長」などが課題として挙げられており、「東京の観光振興を考える有識者会議」においても、東京は、高い総合力を持つ都市として国際的にも評価されている一方、ナイトライフ充実度の項目では、総合ランクに比べて低い順位となっている。

このため、局は、外国人旅行者からのニーズの高いナイトタイムコンテンツの充実に向けて、観光ガイドサービスにナイトツアーコースを追加することとし、アの「国・地域別外国人旅行者行動特性調査」にて訪問先上位である「銀座」「浅草」などを候補地として検討を行った。その結果、令和6年11月から、新たに「浅草ナイトツアーコースを追加している。

#### ウ その他

街なか観光案内において、外国人のニーズに適切に対応するため、過去に問合せの多い施設の情報を蓄積するとともに、イベント開催には、街なか観光案内での問合せが一時に増えることから、財団においてイベント情報を収集している。把握した情報は、活動の拠点となる拠点や都観光ボランティアへのメールマガジンにて情報共有し、日々の活動に活かしている。

また、他にも様々な外国人旅行者のニーズに応えるための取組を進めており、観光ガイドサービスにおいて、高齢や障がい等の有無にかかわらず、誰もが参加しやすい「アクセシブルツアーコース」を実施しているほか、令和7年度の東京2025デジタルアーティストの開催を見据え、都観光ボランティアの聴覚障がい者への対応力向上を図るため、令和6年度よりタブレットを使用したコミュニケーション研修を導入している。

#### (3) 情報発信

財団は、従前より実施している多言語で閲覧可能な「GO TOKYO」による案内やオンライン広告などのほかに、外国人旅行者の主な情報収集の手段がマスメディアからSNSへ移行していることなどを踏まえ、効果的な広報手段として、令和6年度より、外国人インフルエンサーを起用した情報発信を導入している。具体的には、言語や地域のバランスを考慮し、アメリカ、フランス、スペイン、マレーシアで活動するインフルエンサーを起用した。

#### 【監査委員からの所見】

局は、東京を訪れる外国人旅行者の多様なニーズに対応するため、都観光ボランティアの募集・育成・活動管理を継続的に行なうとともに、次世代を担う人材の育成、街なか観光案内の活動場所の見直し、観光ガイドサービスへの新しいコースの追加など、旅行者への案内・サポート機能の向上に取り組んでいる。今後も、局は、都観光ボランティアが、都市に対する誇りや愛着を持ち、きめの細かい観光案内により温かい「おもてなしの心」を伝えることで、訪都外国人旅行者の利便性の更なる向上につながるよう、多様化するニーズに的確に対応するとともに、モチベーションアップの工夫により参加しやすい活動環境の整備に取り組んでいく必要がある。

## 2 指摘事項等

### 〔指摘事項〕

(歳入)

(1) 授業料に係る滞納債権の催告を行うべきもの

都立の各職業能力開発センターは、東京都立職業能力開発センター条例(昭和46年東京都条例第44号)に基づき、訓練期間が1年以上の課程について、入校者から年額11万8,800円の授業料を徴収しているが、そのうち、滞納となった授業料については、雇用就業部が定める

「都立職業能力開発センター授業料事務の手引き」(以下「手引き」という)に基づき、滞納整理の手続を行うこととしている。

手引によると、督促状送付後も納付されない場合、文書、電話、臨戸による催告を行うとともに、滞納者の状況について聞き取り、債務管理台帳・個人別管理簿に記録しておくこととしている。

これにより、継続的に効果的な滞納整理を行えるところであるが、中央・城北職業能力開発センター板橋校では、表1の授業料滞納者A、B及びCに対して、令和6年度中、文書、電話、臨戸による催告を一度も行っていない。

このうち滞納者Cについては、手引では、滞納者が所在不明となったときは、住民票などにより所在調査を行なうとしているが、校は、令和5年3月に訪問により滞納者Cが転居していることを把握しており、催告書は転居先に転送されているにもかかわらず、有効な所在調査を行っていない。そのため、転居先を把握することができず、それ以降の催告を行うことができない状態となっている。

校は、授業料に係る滞納債権の催告を行われたい。

(産業労働省)

(表1) 滞納及び催告等の状況

滞納者	入校時期	科目	滞納受業料	滞納額	督促(最終)	催告書(最終)	電話(最終)	臨戸
A	令和4年4月	機械加工科	令和5年4月分	9,900円	令和5年6月	令和5年7月	令和5年9月	令和6年3月
B	令和4年4月	サイエンティ	令和4年10月～12月分	29,700円	令和5年2月	令和5年3月	令和6年3月	令和6年3月
C	令和3年4月	IoTシステム	令和3年4月～6月分	29,700円	令和3年7月	令和5年3月	令和5年9月	令和5年3月

(歳出)

## (2) 消防用設備の不良箇所を速やかに改善するべきもの

中央・城北職業能力開発センター板橋校は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第17条の3の3の規定に基づき、防火対象物である校の本館及び人材育成プラザ棟の消防用設備等の定期点検を、表2のとおり毎年度委託契約により年2回実施している。

ところで、法第17条第1項において、防火対象物の所有者は、消防用設備等について、消防、避難その他の消防の活動のために必要とされる性質を有するように維持しなければならないと規定している。

そこで、本契約における令和6年度の消防用設備等点検結果報告書の内容を見たところ、複数の設備に関して、点検結果が「不良」と判定されていた。そこで「不良」と判定された箇所の過去の点検結果も確認したところ、表3のとおり、過去に実施した消防用設備等定期点検において不良と判定されたものが、監査日(令和7年5月13日)現在、改善されないままの状態であった。

消防用設備が火災等の発生時に正常に作動する状態かどうか確認することを目的として、点検を委託し、判明した不良箇所を報告させているにもかかわらず、改善措置を講じていないことは点検の意義が損なわれるものである。

また、消防用設備は、火災等が発生した際に人命を守る重要な設備であることから、消防用設備の不良箇所について、未改善の状態が複数年にわたり継続していることは、火災等の発生時ににおける人校生及び職員等の避難や消火活動等に支障を来し、被害が拡大して安全を損なう恐れがある。

校は、消防用設備の不良箇所を速やかに改善されたい。

(産業労働局)

(表2) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
消防設備等定期点検保守委託	令和6.4.1～令和7.3.31	322,000

(単位:円)

(表3) 未改善の消防用設備不良箇所

項目番号	設備名	内容	未改善期間
1	防排煙制御設備	起動時不良(7か所)、復旧時不良(1か所)、排煙窓不良(3か所)	令和3年度以降
2	屋内消防栓設備	呼水槽から消防水槽への水源逆流、フロー メーター不良	令和4年度以降
3	自動火災警報設備	ボンブ起動時不良 総合盤内ベル不良(1か所)	令和5年度以降
4	ガス漏れ火災警報設備	総合盤内ベル不良(1か所) ガス漏れ検知器有効期限経過(28か所)	令和5年度以降
5	誘導灯	バッテリー不良及び器具経年劣化(1か所)	令和5年度以降

(歳出)

(3) 清掃業務について仕様書に基づく履行確認及び契約変更を適正に行うべきもの  
中央・城北職業能力開発センターは、表4の契約を締結し、センター内の清掃業務等を委託している。

この委託契約は、表5のとおり、業務内容が日常清掃及び庁舎管理となっており、受託者は、日々の業務終了後に清掃作業実施報告書（以下「報告書」という。）をセンターへ提出する旨、仕様書で定めている。また、センターは、報告書に基づき履行確認を行い、検査終了後、受託者が毎月委託料を支払っている。

そこで、契約書類及び報告書を見たところ、次のとおり、適正でない点が認められた。

① 仕様書で定めた2階女子更衣室の床清掃及び保健室の洗面台清掃について、報告書の様式に反映されておらず、履行を確認できる記録がない。これは、令和2年度に庁舎のレイアウト変更があり、仕様書では新しいレイアウトを反映した清掃場所としていたが、この2か所については、報告書ではこの変更が反映されていなかったためである。

② 契約書の内訳書として、仕様書で定めた頻度に基づく各業務の月別の実施回数が明記されているが、委託業務の一部について、主に表6のとおり、契約回数と実施回数が相違している。  
このことについて、センターは、日ごとに汚れの程度が変わること等により、作業の要否を受託者へ口頭で指示しているとのことであった。

センターは、このような状況にもかかわらず検査合格としており、仕様書で定めた箇所について、契約で定めた回数の業務が実施されているものとして支払が行われていた。

しかしながら、委託契約は、受託者が行うべき業務内容とその対価を厳密に定めていることから、仕様書に定める内容を履行させる必要があり、契約変更を行わずに異なる数量で履行させることは、適正でない。この報告書による実績の結果、契約回数の業務が実施されていないことにより、年間で14万4,963円（監査事務局試算）の不経済支出となってしまっており、また、契約回数以上の業務が実施されていることにより、年間で32万7,303円（監査事務局試算）の対価を支払っていない状況となっている。

センターは、清掃業務について、仕様書に基づく履行確認及び契約変更を適正に行われたい。

(産業労働局)

(表4) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
令和6年度東京都立中央・城北職業能力開発センター日常清掃等業務委託	令和6.4.1～令和7.3.31(注)	2,530,000	A
日常清掃等業務委託	令和6.8.8～令和6.9.30	418,000	B
令和6年度東京都立中央・城北職業能力開発センター日常清掃等業務委託	令和6.10.1～令和7.3.31	1,441,000	B

(注) 受託者の事業停止により令和6年8月2日付けで契約解除している。

(表6) 実施回数と契約回数との相違の主な状況

区分	屋内清掃			その他の清掃			庁舎管理		
	週2回	週1回	週1回	週1回	週3回	週2回	巡回点検(3回／週)	再生資源収集・運搬(3回／週)	エントランスガラス清掃(1回／週)
日常清掃	2階女子更衣室	4階女子更衣室	6階男子更衣室	規範室	0時実習室	保健室	階段・廊下・清掃	巡回点検・運搬	エントランスの整理(1・4階は1回／日、2・3・5～9階は2回／週)
便所清掃							巡回点検		
その他の清掃									
庁舎管理									

(単位：回)

実施回数(注)	施回数			契約回数		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月
8月	0/6	4/6	4/6	0/3	0/3	0/3
9月	0/8	4/8	4/8	0/5	0/5	0/5
10月	0/10	5/10	5/10	0/5	0/5	0/5
11月	0/8	4/8	4/8	0/4	0/4	0/4
12月	0/8	4/8	4/8	3/4	3/4	0/4
1月	0/8	4/8	4/8	4/4	3/4	4/4
2月	0/8	4/8	4/8	4/4	4/4	0/4
3月	0/8	4/8	4/8	3/5	4/5	3/5

(注) 受託者の事業停止により7月における清掃及び支払の実績なし。

(単位：円)

## 中央卸売市場 1 重点監査事項 「市場使用料の徵収等について」

### 中 央 卸 売 市 場

**【選定理由】** 市場は、東京都中央卸売市場条例により、卸売業者、仲卸業者、市場利用者のための販売業や飲食業等を営む関連事業者等の場内業者に対し、市場取引業務等に必要な市場施設の使用を許可しており、これに基づき市場使用料を徵収している。市場使用料には、売上高割使用料と施設使用料の2種類があり、その概要是表1のとおりとなっており、市場使用料は、市場の経常収益の約55%を占め、市場にとって最も大きな収益源となっている。

(表1) 中央卸売市場の収益の内訳(令和5年度決算) (税抜) (単位:百万円、%)

区分	概要	金額	割合
営業収益		16,277	79.5
市場使用料	(A)+(B)	11,326	55.3
売上高割使用料(A)	売上高に一定率を乗じて課す使用料	3,189	15.6
施設使用料(B)	施設面積に応じて課す使用料	8,137	39.7
雑収益	施設使用者の光熱水費使用料の収入等	4,950	24.2
営業外収益	一般会計補助金、受取利息等	4,200	20.5
経常収益		20,478	100

各場では、時期によっては荷の集中により臨時の使用許可を行うなど、使用料対象面積が変動する場合がある。また市場使用料については、過去にも算定誤りや徵収漏れなどの指摘が行われている。このため、使用許可を行わずして市場施設を使用させていないか、調定漏れや単価適用の誤りがないかなど、市場施設の使用許可が適正に行われ、市場使用料の徵収が漏れなく正確に行われているか確認するとともに、未利用施設の有効活用を図るなど、市場使用料の収入確保に向けた取組が効果的に行われているかについても確認する必要がある。

以上のことから、市場使用料の徵収等について重点監査事項に設定し、事業者が適切に行われているかについて監査する。

#### 【着眼点】

- ① 市場使用料の算定及び徵収は、漏れなく適正に行われているか。(合規性、経済性)
- ② 臨時の使用許可等を行った場合の施設使用料の算定及び徵収は適正に行われているか。(合規性、経済性)
- ③ 未利用施設の一層の有効活用を図るなど、市場使用料の収入確保に向けた取組を行っているか。(経済性、有効性)

### 【結果の概要】

中央卸売市場所管の11市場のうち、令和7年定期監査の対象となっている7市場（注・図）の市場使用料について、抽出により監査を行った。

#### ① 市場使用料（売上高割使用料）の算定及び徵収について

売上高割使用料は、卸売業者等の場内業者に対して、その売上高に一定の率を乗じて課する使用料である。今回の監査では、事業者1,101者（7市場合計）を対象に、抽出により、各業者から提出された売上報告書の金額及び品目を測定関係書類と照合し、使用料の算定及び徵収が適正に行われているかを確認した。

これらについて監査を行った結果、監査を行った限りにおいて、使用料の算定誤りや徵収漏れなどは認められなかつた。

#### ② 市場使用料（施設使用料）の算定及び徵収について

施設使用料は、市場施設の使用者に対して、各場が使用許可を行った面積又は体積に使用料単価を乗じて課す使用料である。今回の監査では、令和6年度の使用許可7,465件（7市場合計）を対象に、通年で使用許可を行った案件及び臨時で使用許可を行った案件について、抽出により、使用許可台帳や使用許可の決定原議を調査関係書類と照合するなど関係書類を確認した。あわせて、使用許可の範囲は明確になつているか、返還された施設については原状回復が適切に行われているかなどの現場確認も行った。

これらについて監査を行った結果、監査を行った限りにおいて、使用料の算定誤りや徵収漏れ、施設の不適正利用などは認められなかつた。

しかしながら、別項指摘事項とのおり、豊洲市場において、原状回復が行われず返還された施設があつた。市場は、次の使用者が求める場合には、元の使用者が原状回復を行うことを条件に念書を徵取し、原状回復せざるに返還することを承認しているとするが、その意思決定を行っていることを文書により確認できなかつたため、手続を適正に行うよう求めた。

#### ③ 市場使用料の収入確保に向けた取組について

未利用施設の有効活用など、市場使用料の収入確保に向けた取組を行っているかについては、管理部が毎年1回行っている「施設の状況調査」をもとに、監査日現在使用許可を行っていない施設（7市場合計139ヵ所、12,275.6m<sup>2</sup>）について、各場へのヒアリング及び現地調査により、現況や今後の活用予定、募集の状況などを確認した。

その結果、別項意見・要望事項のとおり、大田市場の一部の未利用施設（15ヵ所 885.4m<sup>2</sup>）について、公募により新たな使用者を選定できる可能性があると認められたことから、速やかに公募を行うよう求めた。

### 【監査委員からの所見】

東京都中央卸売市場会計の経常収支は、平成28年度以降マイナスに転じている。市場は、平成30年度に行った旧築地市場跡地の一般会計への有償所管換により、当面、中央卸売市場会計の事業継続性を確保するとともに、各場の拡張整備や機能強化を図っている。しかしながら、市場が担う公共的役割を着実に果たし、持続可能な市場経営を実現するためには、経常収支の改善への取組が必要不可欠である。

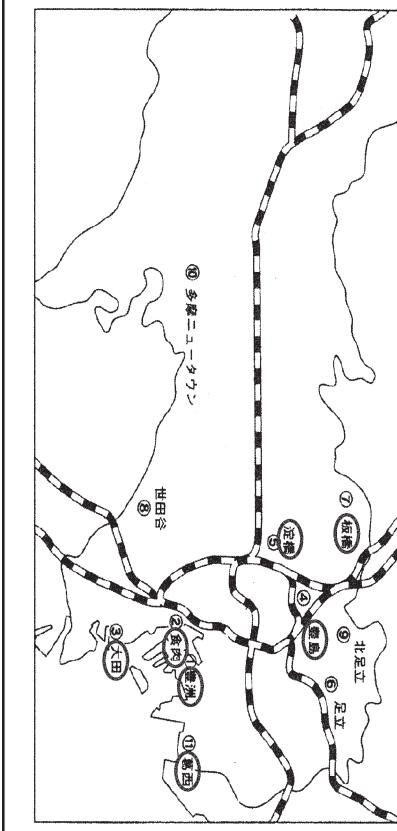
市場は今後も、引き続き市場の主たる収入である市場使用料を漏れなく確実に徵収することが求められる。また、未利用施設の利活用について、更なる改善の余地が認められたことから、公募可能な施設については定期的な公募を行うなど利用促進に努め、より一層の収入確保を図ることが必要である。

（注）中央卸売市場所管の11市場（うち令和7年定期監査の対象は大字）

豊洲市場、食肉市場、大田市場、豊島市場、淀橋市場、足立市場、板橋市場、世田谷市場、

北足立市場、多摩ニュータウン市場、葛西市場

（図）中央卸売市場所管の市場（うち令和7年定期監査の対象は丸印のみ）



## 2 指摘事項等

### 〔指摘事項〕

#### (重点監査事項) (財産)

(1) 市場施設の返還等に係る例外的な取扱いの承認を行う場合の意思決定手続を適正に行うべきもの  
市場施設の使用者が施設を返還する場合、東京都中央卸売市場条例(昭和46年東京都条例  
第144号)第46条において、如事の承認を受けた場合を除き、自己の費用で当該市場施設を原  
状に復して返還しなければならないと定められている。

そこで、豊洲市場において、返還された市場施設の状況について見たところ、表1のとおり、関  
連事業者(以下「事業者」という。)(注)が使用していた事務室A(図)を返還した後、事務室Aの  
一部である事務室A-1について改めて使用許可を受けている。返還された事務室A-2には造作物が  
残っていたが、原状回復せず返還することを承認したことの意思決定文書で確認できなかった。

このことについて、場は、事業者が原状回復についての相談を受け、当該造作物が今後も活用  
可能であるため、次の使用者が当該造作物を不要とした場合には事業者が原状回復を行うことを条件に  
に念書を微取し、当該造作物を残したまま返還することを認めたとしている。

しかしながら、当該条件のもと原状回復せし施設を返還することを承認したことについて、事業  
者からの念書や、調整経過及び豊洲市場場長がその旨を了承したと記載された原状回復台帳はあつ  
たものの、施設の返還に係る起案文書には記載がなく、念書なども添付されていない。また、事業  
者に対する施設の返還に係る通知文においても、施設を原状回復の上で返還することを請求している  
ものの、当該条件による記載がないため、原状回復せず返還することを承認したことについて適  
正に意思決定が行われたことを確認できない。

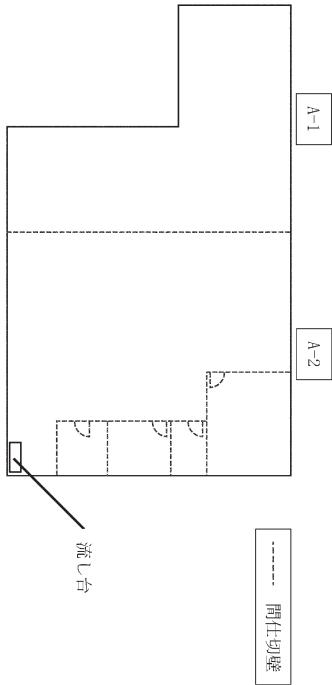
場は、市場施設の返還等に係る例外的な取扱いの承認を行う場合の意思決定手続を適正に行われる  
たい。

(注) 市場利用者のための関連食料品や調理道具等の販売業、飲食業等を営む事業者

(表1) 事業者が返還した施設の概要  
(単位: m<sup>2</sup>、円)

区分	返還前		返還後	
	受けている施設	受けた施設	受けた施設	受けなかった施設 (実質的な返還施設)
使用許可施設	容器業者棟 2階事務室A	容器業者棟 2階事務室A-1	容器業者棟 2階事務室A-2	
面積	348.6	136.8	211.8	
月額使用料	785,047	308,073		
返還日	令和6.3.31			
使用許可日		令和6.4.1		
未撤去の造作物			間仕切壁 空調換気設備 電気・通信設備 流し台	

(図) 事務室Aの概略図



## [意見・要望事項]

## (重点監査事項) (財産)

## (2) 未利用施設の公募について

中央卸売市場所管の各市場は、東京都中央卸売市場条例（昭和46年東京都条例第144号）以下「条例」という。）第43条により、卸売業者（注1）売場、仲卸業者（注2）売場、関連事業者（注3）営業所、事務室等の市場施設について、市場関係業者等に使用許可を行い、条例第49条により、施設使用料を徴収している。

大田市場では、前使用者から施設の返還を受け、その後の使用者が決まっていないことから、<sup>※2</sup>査定日現在、使用許可を行っていない施設が見受けられた。これらの施設の状況について見たところ、表2のとおり、場が、工事の資材置場等として使用（使用予定を含む。）しているほか、令和6年9月に場内の事業者に対して募集を行っている施設や、改修工事が必要な施設も認められたが、それ以外の未利用施設（表3）は、査定日現在、公募に向けた対応が可能であった。

場は、表4のとおり、水産棟仲卸業者売場（13か所）については令和3年度、関連事業者営業所（5か所）については令和4年度に、中央卸売市場ホールームへの掲載などにより、場内及び場外の事業者に対して公募を行っており、その結果、水産物仲卸業者売場は13か所のうち5か所、関連事業者営業所は5か所のうち2か所の使用者が決まっていることから、表3の未利用施設についても、場内及び場外の事業者に対して公募を行うことにより、新たな使用者を選定できる可能性がある。

場は、公募可能な施設について、定期的に公募を行うなど、未利用施設の利活用を積極的に推進し、使用料收入の確保を図る必要がある。

場は、公募可能な未利用施設について、速やかに公募を行うことが望まれる。

（中央卸売市場）

（表2）大田市場の施設の状況						（単位：m <sup>2</sup> ）
項目番号	場所	施設の状況			面積	
		返還年月日	面積（A）	返還時刻		
1 水産棟1	店舗 2階事務室	H19.10.31	22.1	仲卸業者売場	2,190	
2 水産棟2	店舗 2階事務室	H20.3.31	28.1	仲卸業者売場	2,252	
3 水産棟3	店舗 2階事務室	H20.11.30	28.1	仲卸業者売場	2,190	
4 水産棟4	店舗 2階事務室	H29.12.31	28.1	仲卸業者売場	2,190	
5 水産棟5	店舗 2階事務室	H30.9.30	28.1	仲卸業者売場	2,190	
6 水産棟6	店舗 2階事務室	H31.3.31	22.1	事務室	2,252	
7 水産棟7	店舗 2階事務室	H31.3.31	22.1	事務室	2,252	
8 水産棟8	店舗 2階事務室	H31.3.31	22.1	事務室	2,252	
9 水産棟9	店舗 2階事務室	R1.7.31	22.1	倉庫2	655	
10 第一関連事業者棟1	店舗 2階事務室	R3.10.31	40.6	関連事業者営業所	2,431	
11 第一関連事業者棟2	店舗 2階事務室	R4.6.30	39.4	事務室	2,252	
12 水産棟10	店舗 2階事務室	R5.3.31	22.1	事務室	2,252	
13 第一関連事業者棟3	店舗 2階事務室	R5.7.6	40.6	関連事業者営業所	2,431	
14 水産棟11	店舗 2階事務室	R5.8.18	28.1	仲卸業者売場	2,190	
15 第一関連事業者棟4	店舗 2階事務室	R6.2.29	22.1	事務室	2,252	
計		885.4	47.2	関連事業者営業所	2,431	
					655	
					30.130	
					1,801.233	

（表3）公募対応が可能な未利用施設						（単位：m <sup>2</sup> 、円）
項目番号	場所	使用可能施設（注）			面積	
		うち監査日現在使用許可を行っていない施設	大田市場が工事の資材置場等として使用又は使用予定の施設	令和6年度に場内事業者に募集を行った施設		
上記以外の未利用施設（表3）					885.4	

（注）冷蔵庫を除く。

（表3）公募対応が可能な未利用施設						（単位：m <sup>2</sup> 、円）
項目番号	場所	使用可能施設（注）			面積	
		うち監査日現在使用許可を行っていない施設	大田市場が工事の資材置場等として使用又は使用予定の施設	令和6年度に場内事業者に募集を行った施設		
上記以外の未利用施設（表3）					885.4	

（注）使用料は税込金額

(表4) 木産物卸業者売場及び関連事業者営業所の直近の公募状況

区分	募集施設数(注)	募集受付期間
木産物中卸業者売場(店舗、2階事務室及び 階段下市場用地)	13か所	令和3.11.1～令和4.2.28
関連事業者営業所(店舗)	1か所	
関連事業者営業所(店舗及び2階事務室)	4か所	令和4.12.1～令和5.2.28

(注) 募集施設は、店舗と2階事務室や階段下市場用地が一体となっている場合は合わせて1か所として数えている。

## 1 重点監査事項

「スタートアップとの官民協働の実践状況について」

都は、「スタートアップはこれまでにないアイデアや技術によりイノベーションを巻き起こすとともに、新たな雇用を創出する」ため、スタートアップの力を最大限引き出すことによって、社会課題の解決と経済成長の好循環を創出し、東京が持続的に経済成長を果たしていくことを目標とし、施策を展開している。

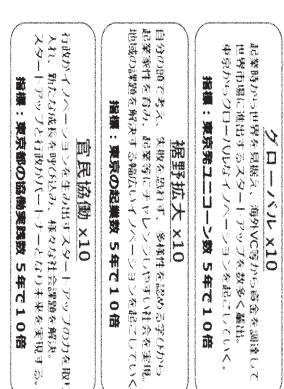
この施策の主な柱として、本部はスタートアップ戦略を推進している。

スタートアップ戦略については、令和4年11月に「未来を切り拓く10×10×10のイノベーションビジョン」(図1) (政策企画局) を打ち出し、その中で、「官民協働×10」として都とスタートアップとの対話を通じて共に解決を図る官民協働のプロジェクト(現場対話型スタートアップ協働プロジェクト)であり、局が事業者へ委託し、受託者がプロジェクトのサポートや進行管理を行うものである(図2)。この官民協働の実績数について、令和6年3月までに年間153件を達成し、年間目標件数を令和4年度当時の100件から300件へ上方修正していることから、目標達成へ向けて的確な取組を行っているか、推進体制は適切に機能しているか等について確認する必要がある。

以上のことから、スタートアップとの官民協働の実践状況について重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。

(図1) 未来を切り拓く10×10×10のイノベーションビジョン (Global Innovation with STARTUPS から引用)

## 未来を切り拓く10×10×10のイノベーションビジョン

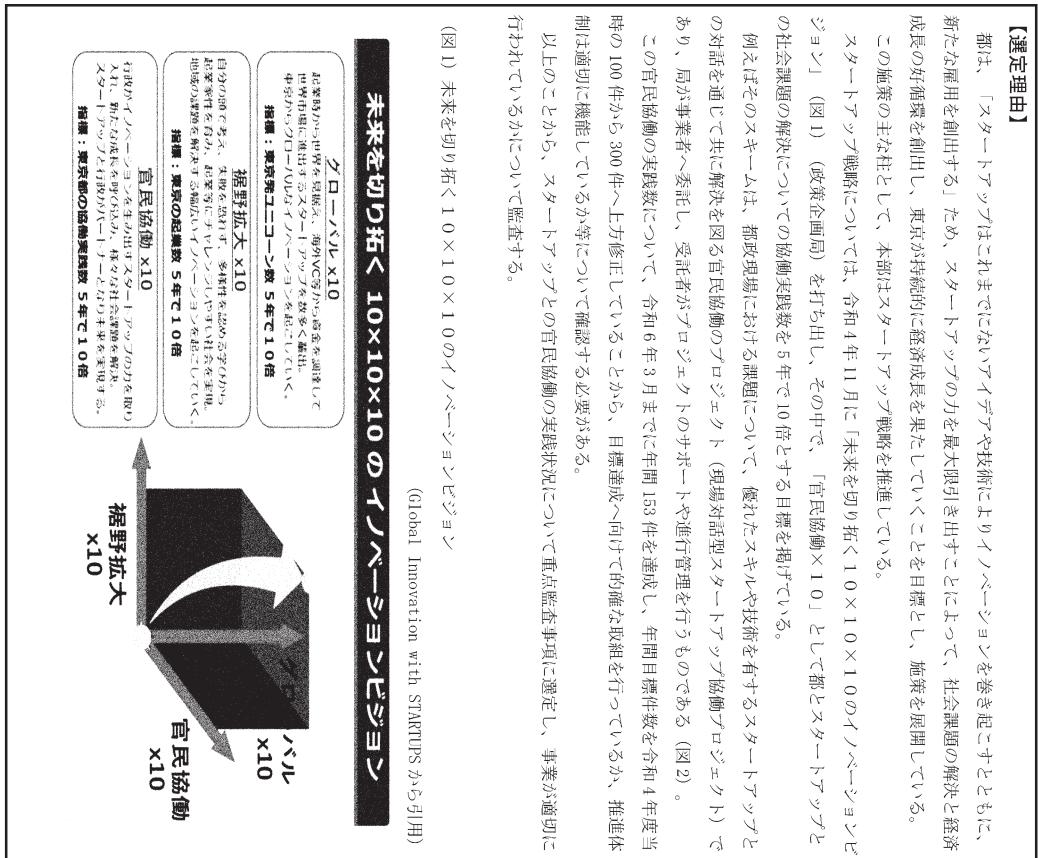


都が世界から注目され、海外VCや大手企業など多く参入していく、  
世界から、スタートアップが多くの資金を調達していく、

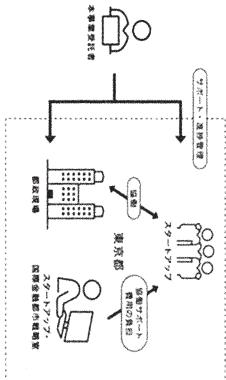
グローバル ×10  
パブル ×10  
官民協働 ×10

都が世界から注目され、海外VCや大手企業など多くの資金を調達していく、  
世界から、スタートアップが多くの資金を調達していく、

グローバル ×10  
パブル ×10  
官民協働 ×10



(図2) 現場対話型スタートアップ協働プロジェクトのスキーム



## 【着眼点】

- ① 本事業受託者への委託及び協働するスタートアップへのサポート費用負担は、目的に沿って適正に行われているか（合規性）
- ② 本事業受託者は、スタートアップの選別や対話をを通じたプロジェクトの組成を、効果的及び有效地に実施しているか（有効性）
- ③ スタートアップとの官民協働の実践は、スタートアップの成長の後押しや都民サービスの向上につながっているか（有効性）

## 【結果の概要】

## 1 スタートアップ戦略の推進について

都は、スタートアップがこれまでにないアイデアや技術によりイノベーションを巻き起こすとともに、新たな雇用を創出するものとして、その力を最大限引き出すことにより、社会課題の解決と経済成長の好循環を創出し、東京が持続的に経済成長を果たしていくことを目標とするスタートアップ戦略に基づく施策を展開している。

## (1) 推進体制の整備等

都は、令和4年8月には、政策企画局など6局が合同で「Team Tokyo Innovation」（以下「TTI」といいう。）を編成し、全府的な官民協働を実践する体制を整備した。

さらに、令和4年11月には、スタートアップ戦略を発表し、「未来を切り拓く10×10×10のイノベーションビジョン」（以下「イノベーションビジョン」という。）を打ち出し、そこでは令和4年度の策定時と比較して、①東京発ユニコーン数を5年で10倍とする「グローバル×10」、②東京の起業数を5年で10倍とする「裾野拡大×10」、③東京都とスタートアップとの協働実践数（以下「官民協働実践数」という。）を5年で10倍とする「官民協働×10」の3つの観点でそれぞれの目標を設定し、その達成に向けた施策を展開している。

令和5年4月には、スタートアップに係るコーポレート部門と国際金融都市構想の推進部門などを集約したスタートアップ・国際金融都市戦略室を設置し、スタートアップや金融の力を最大限に引き出すことで、グローバルに展開される都市間競争を勝ち抜く都市力の強化を図る政策を総合的かつ戦略的に展開している。また、これにあわせて、TTIは、メンバーを21局に拡大し、各局にスタートアップ担当を配置し、スタ

ートアップと各局事業との協働を進めている。

そして、令和5年11月には、国内外からスタートアップやその支援者が集い、交流する一大拠点として「Tokyo Innovation Base」（以下「TIB」という。）をフレオーフンし、令和6年5月にはグランドオープニングしている。

なお、都は、令和7年4月には、専門性をより高め施策を一層強力に推進するため、スタートアップに特化したスタートアップ戦略推進本部（以下、前身のスタートアップ・国際金融都市戦略室を含め、「本部」という。）に組織再編している。

## (2) 官民協働の実践

都は、イノベーションビジョンの中で、3本柱となる目標を定め、施策を展開しているが、このうち、「グローバル×10」や「裾野拡大×10」については、「東京発ユニコーン数」や「東京の起業数」を指標として、スタートアップの活動資金を支援するなどスタートアップの様々な取組をサポートすることとしている。

スタートアップ戦略の三本柱のうち、ここで取り上げる「官民協働×10」では、都政現場にスタートアップの力を取り入れることで、都政現場の課題解決につなげていくものとなっている。この「官民協働×10」では、行政が公共調達を通じて、スタートアップによる新製品・新サービスの信頼性向上と新たな市場の創出を図ることとしている。

一方、地方自治法施行令（昭和2年政令第16号）第167条の2第1項第4号による随意契約は、新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として知事の認定を受けた者と、競争入札によらず契約ができるものである。また、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3では、この認定に当たり、二人以上の学識経験者の意見を聽かなければならないとしている。

都では、この随意契約を「政策目的随意契約」と呼び、また、本部では、この契約の対象者の認定（以下「公共調達認定」という。）に当たって、外部有識者を交えた審査会を開催している。スタートアップは、公共調達認定を受けることで、一定の期間、競争入札によらず随意契約で製品やサービスを調達できる政策目的随意契約を締結することができる。

公共調達は、受注者にとって信用力、信頼性の向上といった効果が期待でき、都はこれまで、都政現場を提供し、新製品・新サービスの信頼性を高める取組などを進めてきたが、スタートアップを対象に行った調査では、「入札の手数が煩雑」「実績要件が厳しくスタートアップが参入しにくい」といった声があつた。

そこで、本部は、こうした声を踏まえ、スタートアップの持つ独自の技術やサービスの行政分野における事業化及び他自治体における活用等の面的な広がりを支援するため、政策目的随意契約及び公共調達認定を官民協働プロジェクトの重要なプロセスの一つとしている。

本部は、このプロセスを活用しながら、行政がイノベーションを生み出すスタートアップの力を取り入れ、都政現場を含む様々な課題を解決していくため、官民協働実践数を指標として、都政現場の課題解決や都民サービスの向上につながる取組を行っている。

なお、「官民協働×10」の指標となる官民協働実績数については、当初は5年後の令和9年度に10倍とする目標として設定していたものの、各局個別事業におけるスタートアップ活用の増により、令和5年度に当初目標を達成し、その後上方修正を行い、令和6年度には目標件数を500件としている。

### (3) 現場対話による官民協働

本部は、スタートアップ戦略の中で、多彩な現場を有する都の強みを生かしながら官民協働を推進する取組として、都政現場における課題について、優れたスキルや技術を有するスタートアップとの対話を通じて共に解決を図る現場対話型スタートアップ協働プロジェクト（以下「現場対話型プロジェクト」という。）を実施している。

また、本プロジェクトを含めた官民協働全体の取組を後押しするため、TIIを通じて各局にスタートアップ担当を配置することで、スタートアップとの円滑な意見交換を行なながら、各局の官民協働における取組を推進する体制の整備を行っている。加えて、TIBでは、スタートアップの製品やサービスのプロモーションや実証実験の機会としてTIBビッチ（短いプレゼンテーション）を開催し、展示や試験導入につなげるなど、取組を後押ししている。

官民協働の取組のうち、本部が実施している「現場対話型プロジェクト」は、多種多様な課題を抱える都政現場にスタートアップを呼び込み、スタートアップと現場との対話を通して課題の解決策を模索し、解決に向けた協働プロジェクトの組成・実施することを目的としている。

さらに、その成果を効果的に発信することにより協働機運を高め、スタートアップと行政現場の更なる協働を進めていくものであり、全局的な官民協働の推進に当たり、新たな協働の機会を広げることにつながる重要な取組である。

また、本部は、課題を抱える都政現場とスタートアップとのマッチングや対話における運営・支援について、スタートアップ支援のノウハウを持つ事業者に委託して実施しており、課題の解決に向けては、スタートアップと協定を締結し、プロジェクト経費を負担している。

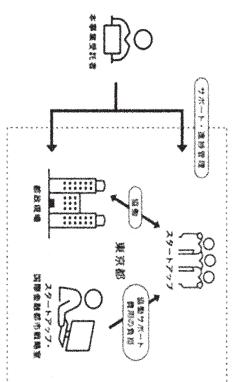
こうした取組を行なっていることから、現場対話型プロジェクトについて重点的に監査を行った。

## 2 現場対話型プロジェクトについて

### (1) プロジェクトの概要

現場対話型プロジェクトの運営スキームは、図2のとおり、各局が都政現場の課題解決に向けたスタートアップ（都内で事業展開を行っている、又は行おうとしている（概ね創業10年以内の事業者））と協働し、本部が、スタートアップ支援におけるノウハウを持つ事業者への委託やスタートアップへの一定の費用負担により、各プロジェクトの連携管理やサポートを行う仕組みとなっている。

(図2) 現場対話型スタートアップ協働プロジェクトのスキーム (再掲)



### (2) プロジェクトの流れ

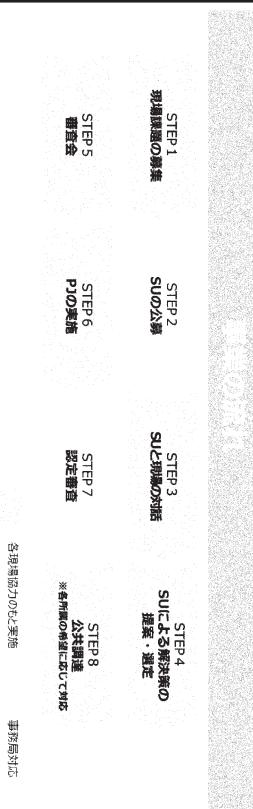
プロジェクトの実施の流れは、図3のとおりとなっている。

STEP1「現場課題の募集」からSTEP2「SU（スタートアップ）の公募」では、都政現場から課題を募集し現場と対話するスタートアップの公募を実施している。

STEP3「スタートアップと現場の対話」からSTEP4「スタートアップによる解決策の提案・選定」では、都政現場とスタートアップが対話を実施する。STEP5「審査会」では、外部有識者を交えた審査会において、都が費用面を含めたサポートを行うプロジェクトとして適格性を有するか審査している。

STEP6「PJ」（プロジェクト）の実施では、スタートアップのサービス等を都政現場に導入している。STEP7「認定審査」では、政策目的随意契約の適切性に関する認定審査を行い、STEP8「公共調達」では、引き続き課題解決にスタートアップのサービス等を利用する場合には、現場（各局）とスタートアップで政策目的随意契約を締結している。

(図3) 現場対話型プロジェクトの流れ



## (3) 費用負担

プロジェクトの実施に係るスタートアップの経費については、本部が各プロジェクトで協働するスタートアップに対して、審査会で審査し、採択された後、対話等を行った実施内容を基に協定を締結し、1千万円を上限として負担している。

プロジェクト完了後、本部は各スタートアップとの協定に基づき、スタートアップから報告書の提出を受け、その費用を支出している。

これについて、協定締結から支出手続までを見たところ、協定はプロジェクトの実施に向けて必要な対話を行った結果を踏まえ締結されており、支出は適正に行われている。

## (4) 成果等

令和6年度は当初の予定を20件として、各都政現場とスタートアップとの間で対話を進めていた。このうち、着実なプロジェクトの実施につながる提案内容として各局が検討した結果、最終的には19件のプロジェクトが審査会において適格性を審査され、表1のとおり、全19件を実施し、概ね予定どおりの実績となっている。この19プロジェクトについて実施状況を見たところ、協定書で定めた全てのプロセスが完了しており、既に同事業として実施、あるいは検証が行われているものもある。

令和6年度に実施に至った取組として、文化財の認知向上を図るために、文化財の所在地を示すデジタルマップを構築、公開するという事業があり、同年度の東京文化財ワーキングでは4,687人が利用した。また、実施に向けた取組として、①障害者がバラスポートへの参加に必要な情報にアクセスしやすいよう、情報サイトに生成AI型チャットボットを実装し、モニターによる検証を行っているもの、②レインガーデン（雨庭）の雨水流出抑制効果などについて評価モデルを構築し、アンケート調査等により有用性を確認しているなどがある。

通常、事業者が公共調達に参入するためには、行政機関が行う入札や企画提案方式による随意契約等において、仕様書に基づく要件を満たすことを前提とした参加手続が必要となる。

一方、本プロジェクトにおいては、スタートアップは、事前に各局と現場課題の解決に向けて対話をを行い、製品やサービスの提案を実施して解決方法を定め、協定を締結してプロジェクトを実行することで、その後の政策目的随意契約につながる公共調達認定を得ている。これにより、スタートアップは、翌年度以降の一定期間、この認定を得たプロジェクトの製品やサービスを提供する際には、政策目的随意契約を締結することが可能となり、これらのプロセスの中で公共調達への参入を目指すことになる。また、こうした取組を通じて、製品やサービスの信用力向上を図ることが可能となっている。

## (5) 運営業務委託

現場対話型プロジェクトの運営は、表2のとおり、委託により実施している。契約に当たっては、価格のほか技術力等を評価の対象に加えた総合評価方式により、スタートアップ支援のノウハウを持つ事業者を選定している。

受託者は、都政現場課題の募集、スタートアップの公募、スタートアップと現場との対話、審査会に至るまで、仕様書で定めた業務を実施している。

例えば、スタートアップへのサポートとしては、スタートアップの提案内容について、実現性や成果創出の観点から解決策についての助言等を行っている。また、都政現場へのサポートでは、都政現場がスタートアップとの対話において、スタートアップの専門分野と行政との文化の違いの間で、相互に十分な理

(表1) 令和6年度実施プロジェクトの一覧

No.	局	実施プロジェクト
1	政策企画局	東京の緑を「まもる」「育てる」ためのデジタルコンテンツの作成
2	生活文化スポーツ局	銭湯の魅力向上につなげる温活情報等の発信」「浴かす」ためのデジタルコンテンツの作成
3	生活文化スポーツ局	最新AIボイス・ディジタル技術等を活用した障害者のコミュニケーション改善
4	生活文化スポーツ局	Web上で音量器を見て・体験できるコンテンツの制作・発信
5	都市整備局	レインガーデンなど、雨水流出抑制につながる評価モデルの開発等
6	福祉局	児童相談所と施設等で人所状況等が見える化できるツールの構築
7	福祉局	障害者介護福祉事業所で行う生産活動に関するデータの一括管理等
8	建設局	AIチャットボット等による仕様書等の情報検索の迅速化
9	建設局	デジタル技術を活用した構造物の施工方法や材料製作手法を開発
10	港湾局	先端技術を活用した港湾施設の図面・施設台帳の自動生成
11	東京消防庁	オンラインで人災訓練を行うことができる仕組みの構築
12	東京消防庁	建物の用途や構造等に応じて消防計画を作成できるツールの導入
13	交通局	デジタル技術を活用した都営バスの乗降データ取得
14	水道局	気候情報等のビッグデータと水道料金の増減を分析できるツールの導入
15	水道局	設計段階で地下埋設物の位置を削除なしに把握できる手法の導入
16	水道局	実務研修用のVR/ARコンテンツを作成・導入して研修効果向上
17	下水道局	局発注工事に関する質問に対する回答案の作成支援ツールの導入
18	教育庁	通育制の生徒の自学・自習の支援や学習管理ツールなどの導入
19	教育庁	東京に残る「文化財」を紹介するためのデジタルコンテンツを作成

(注) 現場対話型プロジェクトのホームページを基に監査事務局で作成

令和6年度の19件のプロジェクトで協働したスタートアップは、監査日（令和7年5月27日）現在、競争入札によらず、政策目的随意契約により製品やサービスを提供することが可能となる公共調達認定を取得している。

また、現場対話型プロジェクトの実施内容、成果等については、本部はホームページに掲載し、事業に関心を持つ人々に情報が閲覧できるようにするなど、今後の協働につながるよう情報発信している。

解を得るために、想定される質問内容や留意点等を記載したハンドブックの作成を行っている。

以上のとおり、委託契約の契約手続及び履行確認について見たところ、指摘事項等に該当するものはないことを確認した。

【監査委員からの所見】

本部は、スタートアップと各局との官民協働プロジェクトにおいて、スタートアップ支援の専門性を有する委託事業者活用などにより、スタートアップが一般的な入札や企画提案方式による随意契約によらず都政課題を担う各局と対話することで課題の解決を行い、公共調達認定の取得やその先の政策目的随意契約の締結につなげるなど、官民協働の実践に取り組んでいる。

今後も本部は、イノベーションを牽引するスタートアップを東京から育成していくため、官民協働の枠組みを活用したスタートアップの信用力向上や新技術の普及促進などにより、スタートアップの後押しを一層進めていく必要がある。

### 1 重点監査事項 「道路維持管理における安全・安心対策（利用者情報の活用）について」

都の管理する道路は273路線、約2,240kmである。道路の舗装や照明不良等が生じた場合、事故などにつながるおそれがあり、道路状況等の把握は、都民の安全安心を確保するために重要である。

局は、巡回点検等により、道路状況等の把握に努めるとともに、道路利用者からも、電話やスマートフォンアプリ等により道路状況について情報の提供を受け、陥没等道路に支障がある場合には、迅速に復旧を行っている。

この道路状況について情報提供を受ける仕組みとして、

- ・ 道路の損傷箇所等の写真を添付した投稿を可能にするスマートフォンアプリから道路利用者が利用できるMy City Report for citizens（以下「MCR」という。注）を「道路情報システム」として運用している。
- ・ 国道事務所等の道路関係機関と協力して、道路に関する苦情・相談の窓口集約化と適切かつ迅速な対応を行うため、平成11年度より「道の相談室」を設置している。

以上のことから、道路維持管理における安全・安心対策（利用者情報の活用）について重点監査事項に選定し、業務が適切に行われているかについて監査する。

(注) 市民との協働により道路を維持管理する目的で開発されたが、現状では、公園及び河川の維持管理にも利用されている。

## 【受付件数の推移】

種別	R1	R2	R3	R4	R5
道路損傷不具合発見等の受付件数	1,244	1,207	1,496	2,628	2,261
上記のうちMCRによる道路損傷発見等の投稿件数	3	87	390	1,544	1,016

(単位：件)

## 【着眼点】

- ① 都民から提供された情報を基に、都所管道路の都の補修等の対応、都所管以外の道路の区・市町村・高速道路会社等への情報提供、連携等が適正、適切に行われているか（合規性・有効性）
- ② MCRの整備・運用が適正、適切に行われているか、業務の運営に当たり適切に機能しているか（合規性・有効性）
- ③ MCRの普及、各道路管理者との連携に向けた取組は適切に行われているか（有効性）

## 【結果の概要】

- 1 都民や道路利用者からの提供情報への対応について
  - (1) 道路の維持管理の流れ
 

都は、都民が実感できるクオリティ・オブ・サービスを向上させるため、DX活用など新たな視点での